

地方文化財行政の現状等について

平成29年10月
文部科学省初等中等教育局



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教育委員会制度について

教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定。
- 教育委員会は、常勤の教育長1人と非常勤の教育委員4人の原則5人で構成。任期は教育長は3年、教育委員は4年でそれぞれ再任可。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)。地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命。

制度の趣旨

A 政治的中立性の確保

- 教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

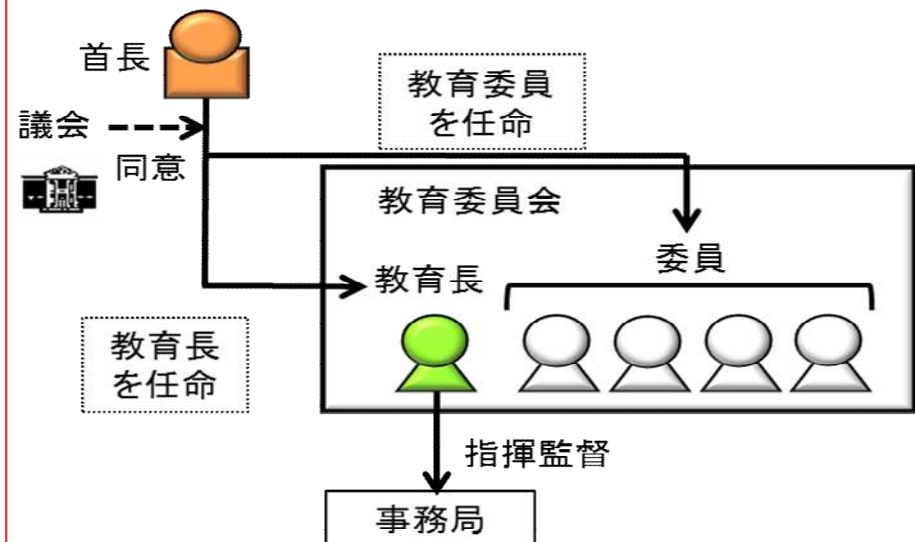
B 継続性・安定性の確保

- 特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

C 地域住民の意向の反映

- 教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

(イメージ図)



教育委員会・首長の役割分担

①教育委員会と首長の職務分担

<p>教育委員会</p>	<p>○学校教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の設置、管理 ・教職員の人事・研修 ・児童生徒の入学、退学 ・学校の組織編成、教育課程、生徒指導 ・教科書採択 ・校舎等の施設の整備 	<p>○社会教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座、集会の開設等、社会教育事業の実施 ・公民館、図書館、博物館等の設置、管理 <p>○文化財の保護に関すること</p> <p>○学校における体育に関すること</p>
<p>原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば首長に移管できる事務</p>	<p>○文化に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化事業の実施 ・文化施設の設置管理 	<p>○スポーツに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ事業の実施 ・スポーツ施設の設置管理
<p>知事 市町村長</p>	<p>○大学に関すること</p> <p>○私立学校に関すること</p> <p>○教育財産の取得・処分</p>	<p>○契約の締結</p> <p>○予算の執行</p>

②合議制の教育委員会が自ら管理・執行する必要がある事務（教育長に委任できない事務）

- 教育に関する事務の管理・執行の基本的方針に関すること
- 教育委員会規則・規程の制定、改廃に関すること
- 教育委員会所管の学校・教育機関の設置、廃止に関すること
- 教育委員会やその所管の学校等の職員の任免その他人事に関すること
- 教育に関する事務の管理・執行の状況の点検・評価に関すること
- 教育事務の予算その他議会の議決を経るべき事項の議案について長に具申する意見に関すること

地方教育行政制度の変遷（主な制度改正）

教育委員会制度創設（昭和23年）

- 教育の地方分権
- 教育行政への民意の反映(教育委員公選制)
 - ・全ての市町村に教育委員会を設置(昭和27年)

教育委員公選制等見直し（昭和31年）

- 教育委員の公選制廃止(任命制の導入) ⇒教育委員会に党派的対立が持ち込まれる弊害を解消
- 教育長の任命承認制度の導入 ⇒教育長の任命にあたって、国や都道府県教委が承認
- 教育委員会による予算案・条例案の議会提案権の廃止 ⇒一般行政との調和

教育における「団体自治」を強化（平成11年法改正）

- 教育長の任命承認制度の廃止 ⇒地方の責任による教育長の任命
- 市町村立学校に関する都道府県の基準設定権の廃止 ⇒地方の主体性の尊重

教育における「住民自治」を強化（平成13年法改正）

- 教育委員の構成の多様化 ⇒地域の多様な意向の反映
(委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、保護者が含まれるよう努めることを規定。)
- 教育委員会会議の原則公開 ⇒教育行政の説明責任を果たす

学校運営協議会（平成16年法改正）

- 学校運営協議会を設置可能に ⇒地域住民、保護者等が学校運営に参画可能に学校運営協議会の権限
 - ①学校運営の基本方針の承認
 - ②学校運営について教育委員会または校長に意見
 - ③教職員の任用について、教育委員会に意見

国、教育委員会の責任を明確化（平成19年法改正）

- 教育委員会の責任体制の明確化
- 教育委員会の体制の充実
- 教育における地方分権の推進
- 教育における国の責任の果たし方
- 私立学校に関する教育行政

地域の意向を反映した
主体的な教育行政の推進

地方公共団体の
責任の拡大(地方分権)

教育委員会制度改正(H27. 4. 1～)のポイント

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化
- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

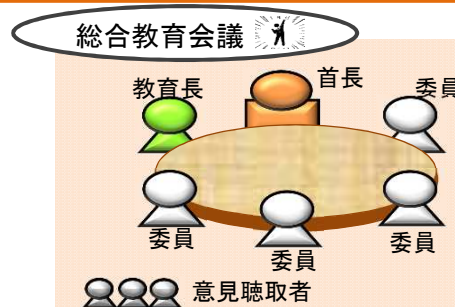
- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- 協議、調整事項は以下のとおり。
 - ①教育行政の大綱の策定
 - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置



- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

中央教育審議会における議論の経緯について①

◎中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会

「地方分権時代における教育委員会の在り方について」(部会まとめ)(平成17年1月13日)

首長と教育委員会の権限分担の弾力化 ③文化財保護

- 文化財保護に関する事務については、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失・毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性を踏まえて、開発行為との均衡を図る必要があることから、行政の中立性が強く要請されるものである。
- このような状況を踏まえ、文化財保護に関する事務は、引き続き教育委員会の担当とすることを基本としつつ、文化財を積極的に活用した地域づくりを進めるなど一定の必要性がある場合には、文化財保護と開発行為との調整の仕組みを整えた上で、自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにすることを検討すべきである。

◎中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(平成17年10月13日)

首長と教育委員会の権限分担の弾力化

- 教育委員会は、学校教育のほか、社会教育、文化、スポーツ、生涯学習といった幅広い事務を所掌している。今後、地域づくりの総合的な推進をはじめ、他の行政分野との連携の必要性、さらには政治的弾力化していくことが適当である。このため、教育委員会の所掌事務のうち、文化(文化財保護を除く)、スポーツ、生涯学習支援に関する事務(学校教育・社会教育に関するものを除く)は、地方自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにすることが適当である。
- 首長は、現行制度でも、教育関係の予算の編成・執行の権限を持つなど、教育行政に大きな責任を負っているところであり、教育委員と首長との協議会の開催など、首長と教育委員会との連携を強化していくことが重要である。特に、自治体の判断で、文化、スポーツ、生涯学習支援に関する事務を首長が担当することとする場合、首長と教育委員会との連携を十分図る必要がある。

中央教育審議会における議論の経緯について②

◎中央教育審議会答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」
(平成19年3月10日)

教育における地方分権の推進

- 教育委員会の所掌事務のうち、文化(文化財保護を除く。)、スポーツ(学校における体育を除く。)に関する事務は、地方公共団体の判断により、首長が担当できるものとする。



平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～十三 (略)

十四 文化財の保護に関すること。

十五～十九 (略)

(職務権限の特例)

第二十四条の二 前条の規定に関わらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

一 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

二 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

2 (略)

中央教育審議会における議論の経緯について③

◎中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成25年12月13日）

教育行政部局が担当すべき事務分担について

- 特に教育の政治的中立性や、継続性・安定性の確保が求められる、学校教育や社会教育は、教育行政部局が担当するものとして存置すべきである。
- 文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほかに、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等があることから、現行制度においては教育委員会が所管することとされ、首長部局に移管することができないこととされている。そのような特性や必要を踏まえ、教育行政部局が担当する必要がある。
- 文化財保護を除く文化に関する事務や学校体育を除くスポーツに関する事務は、原則として首長の事務としつつも、地方公共団体の判断で、教育行政部局が担当することができるようにすることを検討する必要がある。

◎文化審議会文化財分科会企画調査会「今後の文化財保護行政の在り方について」（平成25年12月13日）

どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき。

1. 専門的・技術的観点
2. 政治的中立性、継続性・安定性の確保
3. 開発行為との均衡
4. 学校教育や社会教育との連携

スポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化

- スポーツ・文化に関する事務については、地域づくり等の観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより、首長が管理執行することができる(地教行法第23条)。
- この規定に基づき、条例によりスポーツに関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で29(平成26年度:28)、市町村で146(同:123)、文化に関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で29(同:29)、市町村で139(同:115)。

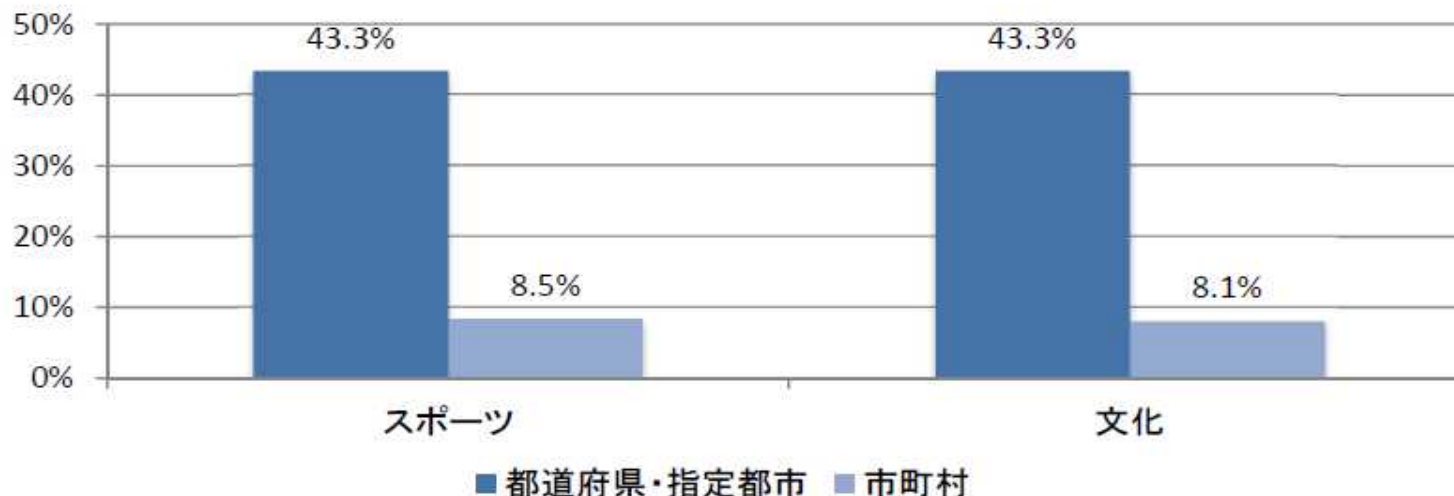
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)
(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- 二 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【図13】スポーツ・文化に関する事務を首長が管理・執行している教育委員会



出典「教育委員会の現状に関する調査(平成27年度間)」

教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の状況

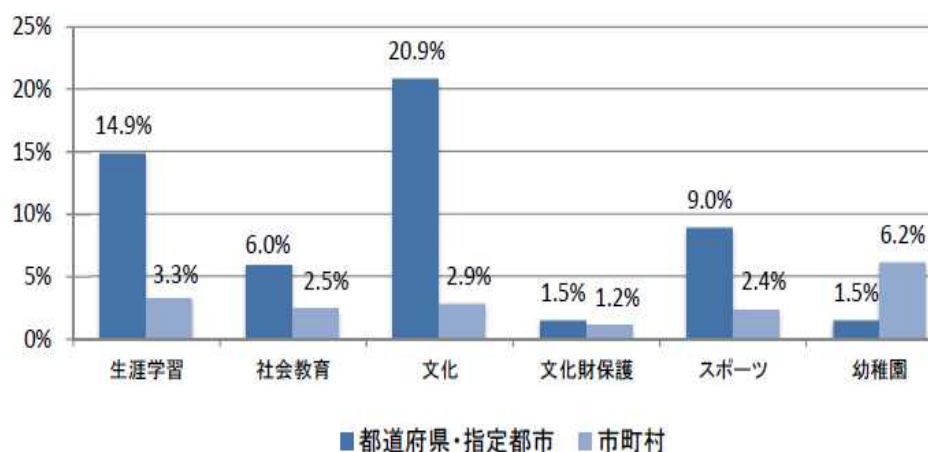
- 教育委員会の所管する事務のうち、生涯学習・社会教育・文化・文化財保護・スポーツ・幼稚園の各分野に関する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定により、首長部局への事務委任・補助執行を行うことができる。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

【図14】事務委任・補助執行の状況

○事務委任



○補助執行

